

青色申告

蒲田会報

No. 767

平成31年
4月号

一般社団法人

蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目43番7号ロイヤルハイツ蒲田307号
TEL.03(3732)1310 FAX.03(3732)1381
http://www.kamata-airo.or.jp

発行人 江川慎郎

確定申告を終えて



会長

江川 慎郎

春暖の候、会員の皆様方にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成三十年分の所得税、消費税の確定申告にあたり、役員始め会員の皆様におかれましては、確定申告書の早期提出並びに、e-Tax（国税電子申告納税システム）の普及、利用拡大等に対しまして、格段のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、東京税理士会蒲田支部におかれましては、事務局での指導並びに代理送信業務において多くの税理士先生のご派遣を賜り、多くの会員の方々の税務指導・相談等を受けることが出来ました。また、「e-Taxの代理送信」等につきましても、ご理解を賜り、ほぼ昨年とおりの送信件数を得ることができました。先生方のご協力並びにご労苦に深く感謝申し上げます。

さて、確定申告期間中は、税務ご当局の懇切なご指導を受け、自書申告が十分に定着され、また、税務署での「パソコンコーナー」やマイナンバーカードが不要な「ID・パスワード方式」が運用される中、「青色コーナー」の運営等に格別のご高配を

賜り、青色コーナー来訪者に関しましては、昨年以上の方々がお見えになり、青色申告制度の普及等により一層の力を入れることができました。

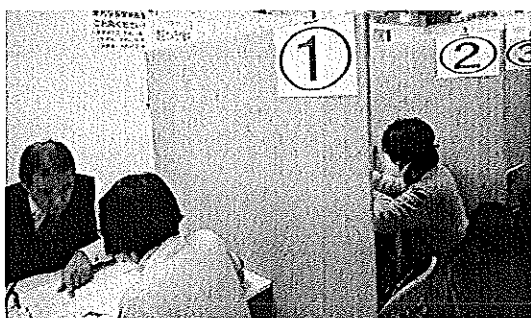
また、確定申告期に新しくご入会いただきました会員の方々におかれましては、事務局を常日頃よりご利用いただき、青色申告の特典等を十分に活用され、正しい記帳・申告を心掛け、自己研鑽されまことをお願いいたします。

白色申告者についても記帳保存制度がスタートしております。青色申告者である会員皆様方におかれましても今以上に記帳の重要性をご理解いただき、正しい記帳・正しい申告を念頭をお願いいたします。

終りに、税務ご当局並びに東京税理士会蒲田支部のご支援ご協力に厚く御礼申し上げますとともに、会員皆様方の更なるご事業のご発展とご健勝を祈念いたします。あいさつとさせていただきます。



青色コーナー



事務局での指導

【会員募集中！お知り合いをご紹介ください】

確定申告を終えて



蒲田税務署長

岡 部 静 明

陽春の候、一般社団法人蒲田青色申告会の皆様には、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

江川会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、日頃から税務行政に対しまして深いご理解と多大なるご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

平成30年分の確定申告について、所得税及び復興特別所得税と贈与税は3月15日、消費税及び地方消費税は4月1日に申告期限を迎えました。会員の皆様におかれましては、ご自身の申告を終え、ほっと一息ついているところかと存じます。

確定申告期間中は、署内の申告書作成会場において延べ68人の役員、事務局職員の皆様に青色コーナーに従事いただき、青色申告の普及にご尽力賜りました。心より感謝申し上げます。

青色コーナーを訪れる個人事業者の事業内容も以前とは様変わりし、最近ではIT関連のお仕事に携わる納税者が増えているように見受けられます。記帳も会計ソフトを利用していらっしゃる方が増え、パソコン持参で来場している方もいらつしやいます。

記帳や申告の方法は変化してきていますが、事業を営む皆様にとつて、大切なことは普段からの記帳慣習です。確定申告が終

わったばかりですが、また、来年に向けて日々の正確な記帳に努めてください。

本年も貴会の協力のもと、環八通り沿いに「確定申告はネットで快適に」と、懸垂幕の掲示を行いました。個人の皆様にとつて快適なe-Taxの利用環境を整えるべく、国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーの充実を図り、また、今回からIDパスワード利用による送信が可能となり、更に、身近で便利なe-Taxとして多くの納税者の方々にご利用いただいているところです。

貴会会員の皆様におかれましては、ご自宅からの送信のほか、派遣税理士による代理送信の方法でe-Tax利用推進にご協力を賜わり、感謝申し上げます。

さて、確定申告の受付が終了し、4月になり、各種説明会の開催を企画しております。本年は記帳説明会に加え、10月から実施される消費税の軽減税率制度についての説明会を予定しております。会員の皆様にも是非ご参加いただき、軽減税率制度についてのご理解と円滑な制度導入にご協力を賜りますようお願いいたします。また、開催に当たっては、貴会のご協力を賜りたく、重ねてお願い申し上げます。

結びに当たりまして、一般社団法人蒲田青色申告会の益々のご繁栄と会員の皆様のご健勝並びに事業の更なるご繁栄を祈念いたしましてお礼の言葉とさせていただきます。

ワンポイント情報

青色申告者の帳簿書類の保存期間について

左記のとおり、平成30年分の帳簿等は2026年(新元号8年)まで保存義務があります。

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳、 売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳など	7年
書類	決算関係書類	7年
	現金預金取引 等関係書類	7年 (前々年分所得 が300万円以 下の方は、5年)
	その他の書類	5年

※保存期間は、帳簿についてはその閉鎖の日の属する年の翌年3月15日の翌日から7年間、書類についてはその作成又は受領の日の属する年の翌年3月15日の翌日から7年間(又は5年間)となります。

都税だより

☆不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅に対する固定資産税・都市計画税を減免します(23区内)

不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅に対して、新築後新たに課税される年度から5年度分について固定資産税・都市計画税が全額減免(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。)されます。また、新築マンションを購入した場合も、要件に該当すれば対象となります。

◆減免要件◆

- ① 建替え前の家屋と建替え後の住宅がともに不燃化特区内に所在すること
- ② 建替え前の家屋の構造が木造又は軽量鉄骨造であること(2以上の構造がある場合には、木造又は軽量鉄骨造の床面積が総床面積の2分の1以上である必要があります。)
- ③ 建替え前の家屋が不燃化特区の指定期間中に取り壊されていること
(ただし、住宅を新築した後に家屋を取り壊す場合は、住宅を新築した日から1年以内(平成32(2020)年4月1日から平成32(2020)年12月31日までに新築した場合は、平成33(2021)年3月31日まで)に取り壊されている必要があります。)
- ④ 建替え後の住宅が耐火建築物又は準耐火建築物であること
- ⑤ 建替え後の住宅が検査済証の交付を受けていること
- ⑥ 建替え後の住宅の居住部分の割合が2分の1以上であること
- ⑦ 建替え後の住宅の新築年月日が不燃化特区の指定日から平成32(2020)年12月31日までであること
- ⑧ 新築された日の属する年の翌年の1月1日

(新築された日が1月1日であるときは、同日)において、建替え前の家屋が滅失した日の属する年の1月1日における所有者と、同一の者が所有する住宅であること

※ 該当しない場合であっても、一定の要件を満たせば対象となります。詳しくは建替え後の住宅が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

⑨ 新築された年の翌々年(1月1日新築の場合は翌年)の2月末日までに「固定資産税減免申請書」により申請すること

☆不燃化特区内において防災上危険な老朽住宅を売却した更地に対する固定資産税・都市計画税を減免します(23区内)

◆減免要件◆

- ① 取り壊した老朽住宅について区から防災上危険な老朽建築物であると認定を受けていること
- ※ 区に老朽建築物除却費助成を申請すると、区が認定を行います。
(助成制度がない区もあります。詳しくは各区の担当窓口にお問い合わせください。)
- ② 老朽住宅が、不燃化特区の指定日から平成32(2020)年12月31日までの間に取り壊されていること
- ③ 老朽住宅の取壊しにより、土地の認定が小規模住宅用地から非住宅用地に変更されたこと
- ④ 防災上有効な空地として、適正に管理されていると区から証明されていること
(家屋等の建設工事に着手している場合は防災上有効な空地として認められません。)
- ⑤ 老朽住宅を取り壊した年の1月1日時点の土地所有者が、減免を受けようとする年の1月1日時点において、当該土地を引き続き所有していること
- ⑥ 減免を受けようとする年度の固定資産税・都市計画税の第1期分の納期限(6月30日(土・日・休日の場合は翌開庁日)までに「固定資産税減免申請書」により申請があったもの

税制改正要望運動が実現！

会員の皆様ご協力ありがとうございました。青色申告会が行った「固定資産税・都市計画税の軽減措置の継続要望」が平成 31 年度も実現しました。

★小規模住宅用地の都市計画税の税額を 2 分の 1 とする軽減措置

★小規模非住宅用地の固定資産税と都市計画税を 2 割減額する減免措置

★商業地等の固定資産税と都市計画税の負担水準を 65% に引き下げる軽減措置

※23 区内に所在する土地が対象になります

陳情はがき運動にご協力ありがとうございました。

青色申告会は、これからも会員の皆様のための税制に関する要望運動を展開してまいります。



一般社団法人 蒲田青色申告会 一般社団法人 東京青色申告会連合会

☆都税「Web口座振替申込受付サービス」がスタートしました。

平成31年(2019年)4月1日からWeb口座振替申込受付サービスを開始しました。パソコンやスマートフォンから東京都主税局の専用Webサイトにアクセスし、画面に従って必要事項を入力するだけでお手続きいただけます。詳しくは、専用Webサイト

(http://www.taxmetro.tokyo.jp/common/web_kouzafurikaeh.html) をご確認ください。

【お問い合わせ先】大田都税事務所

電話 03(3733)2411(代表)

事務局より

◎お願い

廃業や引越し等で申告会への届出内容に変更がある場合は、事務局へご連絡ください。

◎記帳方法等と青色申告特別控除について

記帳方法	内 容	青色申告特別控除
複式簿記	事業所得者や事業の規模の不動産所得者が、取りを正規の簿記の原則により記帳し、損益計算書と貸借対照表を作成	65万円(最高)
簡易簿記	簡易簿記で記帳や、小規模な不動産所得者など	10万円(最高)

確定申告の振替納税をご利用されている方へ

平成30年分の口座振替日は次のとおりです。前日までに預金残高をお確かめください。

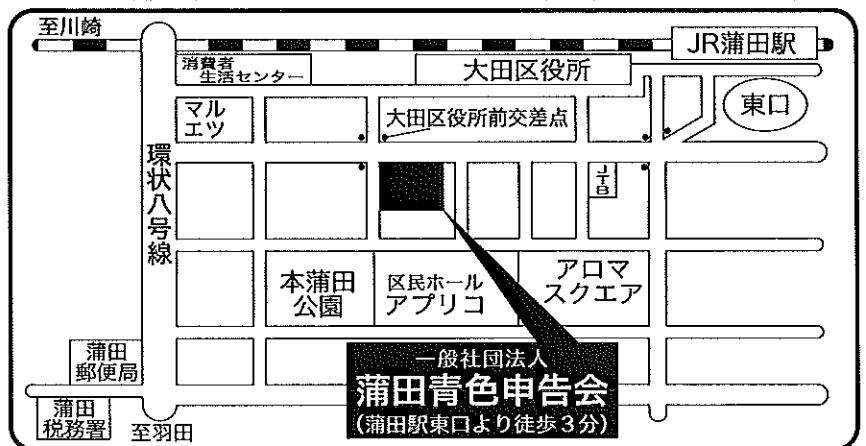
- ・ 申告所得税・・・4月22日(月)
- ・ 消費税・・・4月24日(水)

入会金 2,000円
会費 年額24,000円
(月額2,000円)

一般社団法人

蒲田青色申告会

〒144-0052 大田区蒲田5-43-7ロイヤルハイツ蒲田307号 TEL 03 (3732) 1310 FAX 03 (3732) 1381



三月 事業報告

一九日 東京連常任役員会

東京青色申告会館

二六日 執行部会

事務局

二八日 東京連臨時総会

東京青色申告会館

東京連理事会

東京青色申告会館